

税額通知書に記載
してある年税額を
書き入れてくださ
い。

給料から徴収した月
及び納入額の合計額
を書き入れてくださ
い。

給料から徴収でき
なくなった合計額
を書き入れてくださ
い。

転勤・退職等の年
月日を書き入れて
ください。

税額通知書に
記載してある
指定番号を書
き入れてくださ
い。

異動後の住所は、
詳しく書き入れて
ください。
異動後の住所が不
明な場合は、在職
中の住所を記入し
てください。

転勤等により新し
い勤務先で引き続
き特別徴収を希望
される場合には、
詳しく書き入れて
ください。

一括徴収の場合は、
枠内に番号を記入
してください。

普通徴収の場合は、
枠内に番号を記入
してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

第18号様式(第十條関係)

海田町長様

年 月 日提出

〒

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

給与支払者(特別徴収義務者)

給与受給者

氏名

生年月日

年 月 日

個人番号

受給者番号

1月1日現在の住所

異動後の住所

特別徴収税額(年税額)

(イ) 徴収済額

(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)

異 動 月 日

異 動 の 事 由

異動後の未徴収税額の徴収方法

1. 特別徴収継続
→ 下記①欄へ記入
2. 一括徴収
→ 下記②欄へ記入
3. 普通徴収(本人納付)
→ 下記③欄へ記入

1. 退職
2. 転勤
3. 休職
4. 長
5. 死
6. 給与の支払いが不定期
7. その他

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収(本人納付)

① 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)

特別徴収義務者
指定番号

所在地

フリガナ

氏名又は名称

法人番号

担当
氏名
電話番号

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否
(徴収の場合のみ記入)

1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合

理由

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月

徴収予定額(上記のとおり)

月 日

円

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

③ 普通徴収(本人が納付)の場合

理由

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

普通徴収月

普通徴収額

月 日

円

記載にあたっては、裏面の記載要領をご覧ください。

該当する年度
を○で囲んで
ください。

枠内に番号を
記入してくだ
さい。

新勤務先への
徴収月を記入
してください。

一括徴収の場合は、
徴収予定月を記入
してください。

* 納入書について

1 納入書的使用方法

納税義務者から徴収した月割額を納入される場合は、該当月分の納入書（6月から5月までそれぞれ印刷してあります。）を必ず使用してください。

納期の特例の承認を受けておられる場合は6月から11月分までを11月分の納入書で、12月から翌年の5月分までを5月分の納入書で納めてください。なお、退職手当等に係る所得割額を納入される場合は、給与所得の該当月分の納入書に併記して月割額と合わせて納めてください。

2 納入書の記載事項

(1) 納入金額「給与分」欄

納税義務者の給与から月割額を徴収して納入される場合にその額を記入してください。なお、退職の際に残りの月割額（未徴収税額）を一括徴収して納入される場合も、その額を合わせて記入してください。

(2) 納入金額「退職所得分」欄

退職手当等に係る所得割額を、退職手当等から徴収して納入される場合に、その額を記入してください。

(3) 「納入申告書」（「納入済通知書」の裏面）退職手当等に係る所得割額を納入される場合は納入申告書に記載の事項をはっきり記入してください。また、「特別徴収税額」欄の「町民税」欄と「県民税」欄の合計金額は、上記(2)の『納入金額「退職所得分」欄』と一致するようにしてください。

3 納入書を書き損じられた場合

納入書を書き損じられた場合には、予備の納入書を使用してください。

4 月割額に異動があった場合

納税義務者の転勤・退職等のため、納入額が既に通知してある税額と異なるときは、直ちに異動届出書を提出してください。

(注)(1)納期限を過ぎて納められる場合は、法律の定めによって計算した額の延滞金を税額と合わせて納めてください。（2ページに計算方法記載）

(2)領収証書は、5年間保存してください。